不燃化特区の助成制度が使いやすくなりました！！

平成 26 年度に創設された「不燃化特区」の助成制度が改正され、助成の対象となる建物や対象者の枠が拡充され、新たな助成制度も創設されました。老朽建築物の除却や建て替えをお考えの皆さん、是非ご活用ください！

※支援期間：平成３２年度まで

助成対象が広がりました!!

1 不燃化建築物への建替えに伴う費用を助成します

●住宅以外も対象となります！
●居住していない建物も対象となります！
●建物所有者以外も助成対象者となります！

■助成内容
○除却費用は全額助成します。
（上限金額：2 万 2 千 / ㎡、延べ面積：1,000 ㎡まで）
○不燃化建築物の設計費及び工事監理費を一部助成します。

■助成要件
○築 15 年以上経過した木造の建築物を除却
○準耐火か耐火建築物への建替え

変更はありません

2 危険老朽木造住宅を区が寄付を受け除却します

新しくできました!!

3 危険老朽建築物の除却費用を助成します

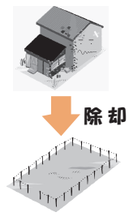

■助成内容
○除却費用は全額助成します。
（上限金額：2 万 2 千 / ㎡、延べ面積：1,000 ㎡まで）

■助成要件
○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、かつ、区が危険と判定した建物

変更はありません

4 固定資産税・都市計画税の減免を受けられます

新しくできました!!

5 危険老朽建築物の住み替え費用の一部を助成します

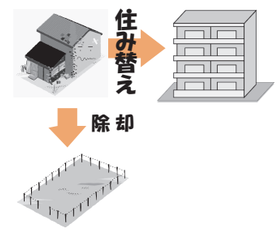

2、3 の各事業との併用可

■助成内容
○転居一時金（礼金（権利金）及び仲介手数料の実費）
○住居用家財移転費用（引越し代又はレンタカー代実費）
○家賃（契約家賃の3ヶ月分（高齢者世帯は6ヶ月））

■助成要件
※お問い合せ先にご連絡ください。

【お問い合せ】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課　防災街づくり係（区役所北庁舎2階⑭窓口）
電話：０３-３８０２-３１１１(内線)２８２１　fax：０３-３８０２-４１０４　担当：正木、大沼

編集協力：㈱地域計画連合

発 行　尾久中央地区防災まちづくり協議会
荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課

尾久中央地区まちづくりニュース

第11号

平成２７年８月

尾久中央地区では「安全で安心して住み続けられる災害に強いまち」の実現に向けてまちづくりを進めています。昨年度から、当地区を含む「町屋・尾久地区」が「不燃化特区」に指定され、新たな助成制度が創設されています。

今後も地域の皆さまのご協力をよろしくお願いします。

尾久地区で開催

住まいの相談会を開催します！

住まいの建替え等の各種相談にお応えする「住まいの相談会」を今年度も開催します。建替えや、不動産の権利に関することなど、お気軽にお立ち寄りください。事前にお問い合せ先にご連絡頂けると当日のご案内がスムーズになります。ご予約のない方はお待ち頂く場合がございますので、予めご了承願います。

日時

平成２７年
① ８月 21 日（金）
午後７時～９時半
※受付は午後８時半まで
② ８月 22 日（土）
午前９時半～１２時
※受付は午前１１時まで

場所

アクト２１
（東尾久 5-9-3）
第一会議室

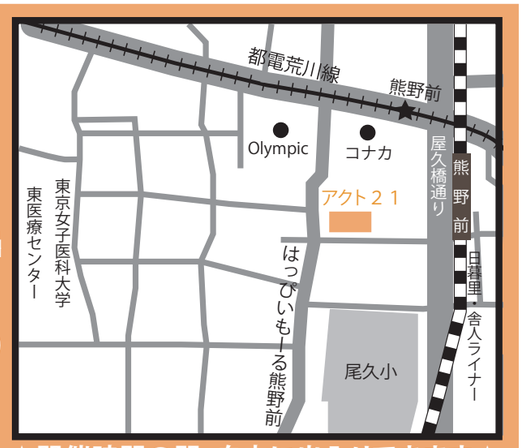

☆開催時間の間、自由に出入りできます☆

■■ 様々なお悩みにお答えします！ ■■

●助成制度を使って建替えを考えたいんだけど、どのような助成内容なの？
●敷地の道路付けがなく建替えができない。住まいを改善したいんだけど・・・
●建替えたいが、相続の問題が解決していない…　等々

■■ 今後の開催予定 ■■

日程・場所					
平成27年	10月30・31日 @ムーブ町屋		平成28年	1月15・16日 @アクト２１	3月4・5日 @ムーブ町屋

今回のミニ講座の内容

冒頭にミニ講座「これで解決！！借地での建替え！」（30 分程度）を開催します。

尾久中央地区防災まちづくり協議会
第19回総会を開催しました！

平成27年６月９日（火）に尾久中央地区防災まちづくり協議会を開催しました。当日は10名の方にご出席いただき、今年度の区と協議会の取組みについて話し合いました。

また、尾久中央地区のまちづくりについて意見交換を行いました。以下に当日の話し合いの一部をご紹介します。

地域住民による自主防災

毎年、町会役員を中心に防災館で体験学習を行っている。今年は池袋の防災館を見学し、図上訓練やスタンドパイプ(※)の取扱実習、応急救命などを学ぶ。

レスキュー隊では、毎月１回訓練をしているが、高齢化が進んでおり参加人数も減少している。なかなか若手に入ってもらえない。若い人に入ってもらいたい。

消防車が通れない場所があるので、自分たちで消火活動をしなければならない。スタンドパイプ（※）は消火栓が使えないと使用できないが、自衛のためには様々な手段を駆使しなければならないと思う。

区より

災害時の避難や、消火活動、応急救命などは日ごろから訓練しておくことが重要です。いざという時に協力し合えるよう、積極的に防災訓練をはじめ、様々な地域活動にご参加いただければと思います。

※スタンドパイプとは

消火栓に差し込み、ホースを取り付けることで、毎分100リットル以上の放水ができる消火用資器材です。軽量で操作も簡単であり、消防車両が進入できない地域でも消火活動が可能となります。

空き家対策

老朽空き家は火災が起きた場合に心配であり、大きな課題である。また、更地にした場合に税金が上がると聞く。

区より

区では、危険な老朽空き家除却のため、不燃化特区限定の支援事業を行っています。また、除却後に更地を適正に管理する場合、土地の固定資産税・都市計画税が５年間８割減免されます。ぜひご活用ください。

尾久地区の新たな防災まちづくりに向けて

○尾久地区では、「尾久中央地区」を先行的・モデル的に密集事業を実施する地区として、まちづくりを進めてきました。

○尾久地区全域が不燃化特区に指定されたことを受けて、先行地区の成果をモデルとして、尾久地区の防災まちづくりを展開していきます。

○今年３月に、新たな地区でのまちづくり協議会の設立に向けて、関係町会長への説明会を実施しました。今年度も地域の問題点や課題、協議会の設立についての意見交換を行っていきます。防災まちづくりの機運を高め、災害に強いまちを住民の皆さまとともにつくっていきます。

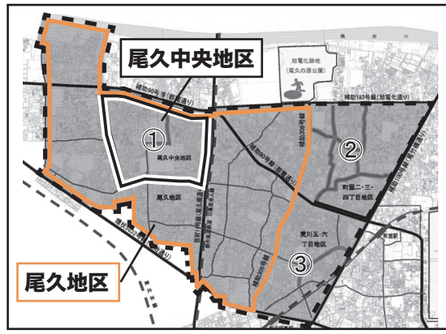

不燃化特区「町屋・尾久地区」

①尾久中央地区防災まちづくり協議会

②町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会

③荒川五・六丁目地区防災まちづくりの会

関係町会長への説明会の様子

尾久地区写真館

昔の街並みやお祭りなどのイベントの写真をお持ちでしたら、ご提供お願いします！

熊野前周辺の昔の街並みを見てみましょう。

昔の街並み（昭和期）

熊野前停留場（昭和初期）　©荒川区

熊野前周辺の街並み（昭和33年頃）　©荒川区

昭和の中頃は、木造２階建・傾斜屋根の建物が建ち並び、工場やお店が混在する住宅地として形成されていました。

また、路面電車は当時から尾久地区の主要な交通手段として利用されていました。

荒川二丁目建築相談ステーション

区では、荒川二丁目に建築相談ステーションを設置しており、①住まいの相談、②密集事業に係る区の取り組みの情報提供等を行っています。

お気軽にお立ち寄りください。

場所：荒川二丁目25番３号（右図のとおり）
防災センター１階
営業時間：毎週水曜日（午後１時～午後７時）
毎週木曜日（午後１時～午後５時）